

平成26年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月18日（水曜日）

午後 1時30分開議

午後 4時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	議長	17番 丹正臣君

欠席議員（1名）

16番 斉藤昇君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院院長
三好信之君

教育委員 会長
職務代理者

千田 秀昭 君

教育委員 会長

安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部

菅井 勉 君

農業委員 会長

松川 英一 君

農業委員 会長
事務局

小ヶ島 清一 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員 事務局
監査課 局長

穴田 義文 君

事務局出席者

議会事務局 局長

石川 敏 君

議会事務局 局長
議総務課

浅利 知充 君

議会事務局 局長
議総務課 主任

前畑 美香 君

議会事務局 局長
議総務課 主任

檜木 孝士 君

(午後 1時30分開議)

○議長(丹 正臣君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。16番 斉藤 昇議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及は一般質問であります。

以上で報告終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しておりますので、順序に従い順次質問を許します。

7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番(松ヶ平哲幸君)(登壇) 本日から第2回定例会での一般質問が始まりました。4月の改選を終えて最初の定例会で抽せんの結果、トップバッターとして質問させていただくことを大変光栄に思い、そして、きょうから始まる4年間の任期を精いっぱい努力をさせていただき決意を申し上げまして、通告に従って質問させていただきます。

最初に、地域自治システムについてお伺いをします。

私は、自治会に関する質問を24年の第4回定例会でさせていただきました。地域組織のあり方として今の自治会制度では限界が出てくるところもある、少子高齢化の現状と今後の住民サービスの提供を見たときに新しい公共のあり方についての考え方をお聞きし、その答弁としては、土別市まちづくり基本条例に基づきまちづくりを進めていくが、それぞれの自治会において歴史的背景や事情もあるので、行政側からの押しつけにならないよう、現在、自治会連合会で検討部会を立ち上げて協議をさせていただいているとのことだったのですが、その後の検討結果について最初にお聞きをしたいと思います。

私は、自治体の本来の仕事は、そこに暮らす市民の生活、活動に対して必要な行政サービスの提供です。道路、上下水道のライフラインの整備やごみ処理、地域医療の充実、文化施設などの施設整備やサービスは日常生活に欠かせないものです。しかし、近年はこの行政サービスの態様も複雑になり、これらを的確に提供し機能させるためには、自治体の対応も人と時間が必要とされてきました。しかし、長期にわたる行財政改革で予算も職員も削減されてきており、これらのサービスを効率的に実施していくためには、これまでの発想と異なる対応をしていかなければならないと考えています。

更に末端地域の自治組織である自治会も、今までの取り組み内容も大きく変化を求められるようになってきました。これは何も本市に限ったことではありませんが、コミュニティーの定義が時代とともに変化してきたことも意味しているのではないのでしょうか。自治会、町内会はコミュニティー組織の累計で分けるなら地区別地縁型コミュニティーであります。これは地域性が最も強く、地域の包括性が大きくなるからで、いわゆる全戸参加の全世帯共通の地域問題の解決を図るものですが、その中であって子供会、青年会、老人クラブ等々をつくり交流や親睦を図っているところが大半です。

しかしながら、これからの住民と行政の協働では、今の自治会制度はやはり限界が生じるのは明らかだと考えています。生活圏域の階層化や地域のまとまり、問題発見と解決には、自治会は平均100世帯が基本とされているところもあります。また、地域にはさまざまな課題が発生しており、自治会を超えた組織、いわゆる小学校が設置されている学区等も1つのコミュニティー規模として考えていかなければなりません。現状では朝日、上士別、多寄、温根別地域にはそれぞれ自治会連合会が組織をしていますが、市内では中央自治連として組織されているだけで、こうなると大規模な組織として見なければなりません。

更に地域福祉の今日的役割を自治会組織にも当てはめていかなければならない現状があります。現行の行政の社会福祉の仕組みでは対応できない生活課題に対する役割、住民と行政の協働による新たな支え合い、地域の共助を確立する役割、地域社会を再生する軸としての役割を持った組織としていかなければなりません。

また、これも以前に質問させていただいて教育長から答弁をいただきました。公民館活動もこの中で、うまく融合できる組織体制が求められてきていると私は考えています。地域コミュニティーの中心は、学校から福祉、医療関連施設も視野に入れた組織を創設していかなければいけないと思いますが、行政の考え方をお聞きいたします。

また、それらを調整し、実践するには行政の組織も今のままでは到底できないことは明らかですので、市民がより安心して生活できるためには行政の横の連携も今以上必要とされることから、生活安全推進室などとして行政からもワンストップ、住民からもワンストップのようなわかりやすい組織が求められているとも思いますので、少し大きな話になってしまいましたが、しかし、今からでも検討していかなければならない課題だと思いますので、これらも含めた行政のお考えをお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

現在の自治会制度は昭和55年より校区制度にかわる新たな組織としてスタートし、これまで各自治会は自主性や自立性を尊重し、それぞれの地域に合った活動を進めてまいりました。また、平成24年に施行した士別市まちづくり基本条例では、自治会を地域社会においてみずからできることを考え、行動し、地域課題を解決する公共の担い手として本市のまちづくりの一翼を担う重要なコミュニティー組織として位置づけしているところであります。

そこで、地域組織のあり方についての検討状況についてであります。本市には現在71の自治会があり、市内を中央、上士別、多寄、温根別、朝日の5つの地区連絡協議会に分け、自治会連合会はその連合体として組織しております。1つの自治会を構成している戸数については、最小では4戸、最大は550戸であり、35の自治会において50戸以下という状況にあります。また、一部には会員数の減少が進み、各自治会において役員の担い手不足や行事等の開催に支障を来すなどといった声も聞かされるところであります。

そこで自治会連合会においては、これらの課題や問題を解決していくために平成24年度より地域組織のあり方について検討を開始し、自治会の体力づくりを活動の柱と定め、本年度総会において、その方策を自治会の再編としたところであります。地域事情や歴史的背景等もあることから、まずは地区連絡協議会ごとに協議を進めていくこととし、既に上士別、多寄地区において検討を開始したところであり、参加者からは、困難となっている地区連会長の選出に対応できるのではないかと、地区連協内にある団体との関連もあり、幾つかに分けた連合班制度などはどうなのか、再編は必要ないのではないかなどなどの意見が出ているところであります。今後再編を必要とする自治会においては、更に具体的に踏み込んだ協議を進めていくことになるものと考えております。

次に、地域福祉の今日的役割と自治会組織についてであります。

松ヶ平議員お話しのとおり、全国的な課題として地域コミュニティの定義が時代とともに変化し、地縁関係は希薄化が進み、地域の福祉についても現行の仕組みでは対応できない生活課題に対し、地域がどのような仕組みを構築できるかが喫緊の課題であると認識しているところであります。これら地域の課題に対応するため、本市においては地域と行政の協働による新たな地域支え合い事業の仕組みを進めており、これまで民生委員が実施をしていた福祉パトロールを平成24年4月からは自治会による高齢者地域支え合い事業として開始したところであります。

現在、51の自治会において、自治会役員や民生委員など多くの住民の参加により訪問や電話などによる高齢者の見守り、食事会や交流会の開催、除雪などの活動を行っているところであり、これらの事業を通し人と人とのきずなや地域のきずなが更に深められ、このことは地域コミュニティの姿として広く認識されております。

御質問のありました小学校区域における福祉医療関連施設も視野に入れた地域コミュニティ組織の創設であります。古くから学校は地域と密接なつながりを保ち、地域における情報発信の拠点としての機能を有し、現在もその有効活用が図られているところであります。また、学校区域内にある各種施設等についても地域コミュニティとして機能するものとして捉えることができますが、これらを自治会を含めた地域コミュニティ組織として創設し機能させるためには、介護、福祉、医療機関のない地域もあり、課題や問題の整理、検証が必要となりますことから、今後自治会や各機関とともに検討してまいりたいと存じます。

次に、行政組織の見直しについてであります。

現在、コミュニティー全般を担当しているのは環境生活課であり、自治会、交通安全、防犯、消費生活、市民相談など、その業務は多岐にわたっております。業務の推進に当たってはスピーディーな住民への対応とワンストップサービスを心がけており、市民生活に深くかかわっていることから庁内の各部局と連携して進めることが多く、横断的な取り組みが不可欠な部局であります。そこで議員からの御提言ありました生活安全推進室等の設置については、住民サービスの向上と安全で安心なまちづくりを推進するためさまざまな視点からの検討が必要であり、その時々課題に適応した行政組織としていきたいと考えております。

地域自治システムを広げていくためには、その活動母体となる自治会が充実し、地域コミュニティーの根幹として機能していくことが必要であります。今後とも自主性や自立性を尊重し、行政として地域活動の支援に努めるほか、地域担当職員制度の充実を図りながら今後の地域コミュニティーのあり方についても自治会とともに検討を行い、市民が主役のまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 2番目の質問になりますが、移住・定住施策についてであります。この移住・定住の促進については、私も農業研修、新規就農者への取り組みについて以前にもお伺いをいたしました。今回は移住、二地域居住、体験移住に限ってお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

本市のこの施策については、ちょい田舎暮らし体験として短期移住体験住宅を朝日地区に2棟、上士別地区に1棟を提供していますが、現在、この予約状況を見ますと、朝日地区の2棟は5月20日から、上士別の1棟は6月10日から既に予約済みとなっており、朝日地区の1棟だけが6月13日から7月9日まであきがある以外は7月と8月はほぼ埋まっている状況からも、かなりの希望者があるということが想定されるところでありますが、まずこの実績をお伺いいたします。

直近の3年間で結構ですので、体験された人数、世帯数と1件当たりの滞在期間、申し込みや問い合わせの状況などを教えていただきたいと思っております。

次に、この体験ですが、応募要件としては次のようになっています。1つに当市への移住や二地域居住を検討されている方、2つに5日以上、2カ月以内での利用可能な方、3つに1名でも利用可能、ペットの同伴はお断りというふうになっていますので、要件としては、そうハードルは高くないものとなっていますが、実際に応募があって決定するまでの仕組みをお教えください。

昨年、実際に体験者としてこの施設を利用された方で、住民との何気ない会話だったのでしようが、士別に住まわれる意思がおありですかと尋ねたら、その気は全くないとの答弁だったものですから行政はどんな決定をしているのか不審に思われたそうですので、改めて決定までの手順と考え方についてお伺いをいたします。

また、過去にこの施設を利用されて実際に士別に移住、もしくは二地域目の居住とされた実績はあるのでしょうか。あわせて伺いをいたします。

この種の移住体験住宅については管内でも多くの自治体に取り組んでいますが、必ずしも移住を想定しているものではなく、地域のよさや魅力を知っていただくため交流人口の拡大を図る意味での体験住宅を用意しているところもあるようですが、私も移住・定住を計画していることを前提に貸し出すことは限界もあるのではないかというふうに考えます。もちろん、士別市に移住していただくのは本意ですが、これにこだわるがゆえに相反する現状も出てくるのが実態だと思います。そういった視点でこの制度を考えれば、応募要件も更に広くすることはいかがでしょうか。この考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、この体験住宅の5月から10月までの夏期間における借用料金であります。1泊2日2人までで朝日地区の2棟は1,700円と2,000円、上士別地区が900円となっています。1カ月では朝日地区が5万1,000円と6万、上士別地区は2万7,000円です。この中には光熱水費の電気代、水道代、ガス代も含まれており、生活備品としてのテレビ、冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、電子レンジ、ガス台等々は備えていますので、これらの貸し出しも含めた金額の設定になっています。これらの住宅で実際に使用されている光熱費はどの程度なのでしょうか。

私は光熱水費込みでも高過ぎるのではないかというふうに思っています。管内の他市との比較をしますと、生活備品や光熱水費も士別と同じ扱いである名寄市が1日500円で1カ月で1万5,000円です。富良野市は、光熱水費は本人負担となっていますが月額3万円です。住宅の建築年数やリフォームの有無で変わってきますが、写真で見ると、そんなに相違はないと思われませんが、いま一度料金の設定について検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、体験住宅の利用実績からは冬期間の利用が極めて少なくなってきましたが、その原因はどこにあると考えられていますか、お教えてください。私は、朝日と上士別の地域に限定されますが、冬期間における地域内の2戸目の住宅として高齢者などに貸し出すお考えはないのでしょうか。これは、あくまでも士別市民以外からの申し込みがなかった場合であります。夏場の一定期間を定めて、それまでに使用の申し込みがなかった時点で市民にも貸し出す機会をつくってはどうかと考えます。

これは、例えば朝日の茂志利地区や登和里地区の方々に冬期間通院するのが大変だとか、除雪が思うようにできないといった方々に限定して、あくまでも希望があれば市民でも貸し出しはどうかと考えるものですが、行政としての考え方を聞かせください。

次に、移住・定住の促進施策として、空き家バンクを創設して奨励金を出し始めているところもあります。ほんの一例ですが、三重県松阪市では、市外からの移住促進を目的とした奨励金は空き家バンク制度を利用して転入後半年から1年間、登録された空き家に住み続けた市外転入者を対象に1人当たり2万円を支給しているところもあります。奨励金を支給することまではいきませんが、北海道内でも自治体が積極的に空き家、空き地情報を発信しているところ

もあります。行政がどこまでやるかは別として、最後は民間の事業所が業として行っていただければ結構ですが、そこまでの情報を確認し合える機関も必要ではないかと考えています。

中心部はそれなりの売買が行われているようですが、農村部、例えば農業者の離農した空き家とその家周りの畑を含めたものを移住や定住を希望している方々に物件に関する情報を紹介するシステムをつくることはいかがでしょうか。行政が直接介入をすることはできませんが、不動産業の事業者や農業団体の御協力も必要となりますが、1人でも多くの方々に本市を知っていただくためにも、ぜひこのシステムの構築をお願いをして私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の短期移住体験住宅は、北海道企業局の旧職員住宅と寮を活用し平成21年に使用を開始した朝日地区の2棟と、旧教員住宅を活用し24年に使用を開始した上士別地区の1棟があります。直近3年間の利用実績として、23年度は朝日地区の2棟で4世帯5名、延べ154日の利用があり、1件当たりの平均滞在期間は約38日間でした。24年度は上士別の運用開始に伴って利用数も増え、9世帯16名、延べ203日、平均約23日間の利用となったところです。また25年度は20世帯46名、延べ353日、平均約24日間の滞在期間となりました。

昨年度の利用が増加した要因としては、ホームページ等での周知の充実によるものと考えており、1月の締め切り時点で18件の応募があった以降も月に数件の問い合わせや申し込みが寄せられ大幅増となったところです。

次に、申し込みから決定までの取り扱いについてですが、第1次募集で利用希望期間が重複した場合は、申し込み時のアンケートを参考に、単に観光目的に近い滞在希望者ではなく、移住や二地域居住の候補地として検討している方を優先しています。また、リピーターの方も大切ではありますが、できるだけ多くの方に体験いただきたいとの考えから新規申し込み者を優先するよう配慮しているところです。

応募要件の緩和については、シーズンステイや避暑地としての利用、あるいは大自然の体感などを体験していただくことも大切と考えますが、当面は移住や二地域居住を検討されている方を優先してまいりたいと存じます。

なお、これらの移住体験後、完全移住や二地域居住に向けて相談を受けた例が1件ありましたが、実現には至りませんでした。しかしながら、相談を受けた方で、24年に士別に転入し昨年住宅を新築された例が1件あります。

料金の設定に当たっては、使用料、光熱費ともに公有財産管理規則に基づいて算定しており、朝日地区の2棟はインターネット回線使用料分を含めて1泊2日当たり1,700円と2,000円、上士別地区は900円に設定しております。実際の光熱費については基本料金の案分を含めた平均で、朝日地区の2棟では1泊2日当たり約1,700円から1,900円、上士別地区の1棟は約630円となっていますが、その他の維持管理費用も含め利用者負担の考え方からはおおむね適正な設

定と考えており、現状においては料金の変更は考えていないところです。

次に、冬期間の利用が少ない原因についてですが、移住フェアでの相談や移住体験時のアンケート調査では、この地方の冬の寒さや除雪、冬道運転など雪に対する不安が数多く示されており、このことが最大の理由であると考えています。

続いて、これらの施設を冬期間における地域内高齢者の2戸目の住宅として貸し出す考えはないかとの御提言がございました。

現在、朝日地区の2棟は移住体験に限らず活用しており、12月下旬まではスキージャンプなどの合宿、年明けにはサンライズホール自主企画事業や文化合宿で利用している場合もあることから、冬期間の2戸目の住宅として利用をしていただく状況にはありません。一方、上士別地区の施設については、冬期間の利用希望が皆無なほか、除雪や水道の凍結防止対応など維持管理面での課題もあることから利用期間を5月から10月までに限定しています。

御提言の内容については、旭川市西神楽のNPOによる冬期集住、いわゆる冬期間のみ町なかに集団で住むという取り組みにも見られるように、中心市街地から離れた地域に住んでいる方の利便性や道路除雪の効率化などのメリットがある一方、長期間家をあけることによって、自宅が雪に埋もれてしまう不安や、育てている花や観葉植物、飼っているペットなどが心配との声もあり、こうしたことも参考に今後の検討課題としてまいりたいと存じます。

次に、空き家バンクと不動産情報の収集、提供についてであります。

これまで本市では北海道移住促進協議会とも連携をとりながら情報誌やパンフレットでのPRを初め、ワンストップ窓口を設け各種問い合わせに応じるとともに、ホームページでの情報提供や首都圏での移住フェアに参加するなどの取り組みを進めてきました。フェアでの相談内容としては、短期の体験移住に関してが最も多い中、本格的な移住を検討している方からは雇用の場についての質問が最も多く、住宅や土地などの不動産物件情報も必要とされています。

こうしたことから、本市の移住政策を推進する組織として市内の各機関や団体などで構成するようこそ士別プロジェクトにおいても不動産情報収集について検討を進めてきましたが、個人の財産に関する情報であることなどから一元的な情報の収集と発信には至らなかった経過があります。

現在は民間事業所のホームページ等で公開されている市内の不動産情報を基本に情報提供していますが、家庭菜園づくりが可能な住宅などの情報を求められる場合もあり、離農後の農家住宅なども含めて、再度、移住希望に対応し得る不動産物件情報の収集や提供ができないか自治会などとの連携を初め、さまざまな手法を検討してまいりたいと考えています。

以上申し上げ答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再質問というか、ちょっと考え方をもう一度聞かせていただきたいと思っています。

短期体験、お試し住宅ということについて、冬はなかなかないんだということはわかるんで

すけれども、私が先ほど言わせていただきました、例えば高齢者に限ってとかという話なんですけれども、世帯を丸ごとということではなくて、例えば2世帯、3世帯、おじいちゃん、おばあちゃんが病院に通うの大変なんだと、だから、冬の間だけでもいいから、おじいちゃん、おばあちゃんだけでも住まわせてくれないかという、そういった実態もあると思うんです。ですから、丸々家をあけてという部分でもない、そういった細かい現状の部分も対応していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

離農しても離村させないといった状況も含めていったときに、必ずしも、今、公営住宅で家庭菜園つきも入っていますけれども、ここの建設費なんかを見ると相当莫大な費用がかかっているというのも事実です。その建てるのはいいんでしょうけれども、行政側も家庭菜園つきの公営住宅にかわるような、そういった空き家対策も含めて、農村部、町なかも含めてなんですけれども、そういったことも視野に入れて、離村させない、そういった意味からも、ぜひ空き家住宅情報も含めてなんですけれども、空き家住宅のその活用方法というの、ひとつ視野に入れて取り組んでみてはどうなのかというふうに思うんですけれども、もう一度だけその考え方を聞かせたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

今申しあげました集住という考え方ですけれども、これは人口減少に伴って、要は人口が減っていったら例えば集落の人口も少なくなる、全体も少なくなると、そうなりますと大変行政コストがかかるということで、そのコストを削減していくというような意味合いも込めて、また地域のコミュニティーがより形成されることなど、そういったような効果も含めて、この集住という考え方が今出てきているわけであります。

松ヶ平議員のほうからの御質問にもありましたように、旭川の西神楽では、これは冬に限ってそういう集住の取り組みを進めていますけれども、行政コストの面ばかりでもなくて、利用者の利便性とか安心・安全というようなことを考えたときに、これからのまちづくりの1つの手法として、この集住という考え方については有効な手段ではないかというような一面も考えておりますので、今後そういった空き家のことも含めながら、この考え方について勉強していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 4月の選挙で初当選をさせていただき、第2回定例会に当たって初めての登壇であります。今後4年間しっかり務めを果たしていくことを改めて決意をすることであります。

また、今年は農家にとって春は順調に推移をしましたがけれども、その後全く雨に恵まれず、

しかも記録的な高温もあって干ばつ傾向で心配をしましたが、ようやく雨に恵まれたものの、これが長雨となって逆に管理作業に影響があるなど、偏った天候で推移をしているのが実態でございます。そんな中で農家の皆さんは懸命に努力をしておりますので、出来秋にはその努力が報われるような、そんな年になってほしいと願っております。

それでは、通告に従いまして一問一答での一般質問を行います。

最初に、農政課題の政府の規制改革会議の農業改革に関する意見についてであります。

政府は昨年、農林水産業及び地域が将来にわたって国の源となり持続的に発展するための方策を幅広く検討を進めるために、内閣に総理を本部長として、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長に、更には関係閣僚が参加する農林水産業地域の活力創造本部を設置して、本年末をめどに決定を目指しています農林水産業・地域の活力創造プランに意見を反映するために、今までに産業競争力会議や規制改革会議等で多くの課題について議論をされてきております。

その中で、規制改革会議の農業ワーキング・グループが今回、農業改革に関する意見を取りまとめました。意見の内容を要約すると、農業を取り巻く環境は高齢化や後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など危機的状況にあるとしております。こうした中で、これらの問題を克服し農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体が新しい道を積極果敢に切り開いていくことが必要とし、今回の農業改革は農業政策上の大転換をするラストチャンスであり、非連続的な農業改革を断行することを提言するとしております。

政府与党内での議論を経て今回答申がなされました。まず農業委員会制度の見直しですが、その主なものとして、農業委員の選挙制度と議会及び団体推薦による選任制度を廃止して、議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化するとしております。更に委員の定数も大幅に削減し、事務局体制についても複数の市町村による共同設置、あるいは農業委員会の選任による農地の利用調整活動を行う農地利用最適化推進員を新設するとしております。

御承知のとおり、農業委員会は農地法の許認可業務と振興業務について一体的に取り組んでおり、地域の農業振興に果たしてきた役割は非常に大きく、今後もその位置づけを変える必要はないと考えます。また、権利移動においても利害調整等で困難な場面に直面することも多く、地域や農業者から信任を受けた公選制の農業委員を中心とした民主的運営が必要だと考えます。更に、新設をすると言われております農地利用最適化推進員についても農業委員との役割が明確でなく、混乱が予想されます。

次に、農業生産法人の見直しですが、事業要件を廃止するとしていますが、現行要件では農業及びその他農業に関連する事業が主なものであり、今回の見直し案では、事業のほとんどが農業以外であっても農業生産法人として認められることとなります。農業生産法人は、あくまでも農業を行うための法人として位置づけする必要があると考えます。更に役員要件、構成員要件についても、農業に直接従事する者が中心となって運営する基本的性格を損なわないものとすべきであります。

次に、農協組織の見直しですが、まず農協法に基づく中央会制度の廃止、全農の株式

会社への転換をすることでしていましたが、今回の答申では中央会制度は適切な移行期間を設けた上で自立的な新たな制度へ移行するとし、全農についても株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講ずるとしてしています。いずれも表現は変えておりますが、当初の考えを踏襲したものであると言わざるを得ません。

中央会及び全農についても、現行制度によって長い歴史の中で今日まで、その役割を十分担ってきており今後もそうあるべきと考えます。更に、単協の行う信用事業を農林中央金庫や各都道府県信連に譲渡をして、単協に支店を置くか、代理店とするのか、その活用の推進を図るとしてあります。

共済事業についても単協の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図るとしてありますが、いずれも単協については窓口業務、代理業務化するものであり、この方式では組合員を初め利用者の方々の利便性やサービスの低下を招くことは明らかであります。

更に、従来から法律で組合員以外、いわゆる員外に対する利用規制はございました。今回新たに準組合員のJA事業の利用規制や、あるいは理事会の見直し等、JAグループを事実上解体に追い込む内容であります。

実態としては、ほとんどのJAがその地域のライフラインとして日常生活になくてはならない事業を行っており、この答申の内容では、結果として農業者、地域住民、国民生活に大きな支障を来すことが懸念をされます。もちろんJAグループとして時代の変化に即応した大胆な自己改革は必要であり、現在も組合員や地域住民の多様なニーズに対応して的確なマネジメントを行えるよう自己改革についての議論を進めているようでありますし、昨日もJA北海道中央会の臨時総会と全道農協組合長会議を開き、JAグループ北海道として事業組織のあり方と制度改正に向けた検討をすることが決定をされたとの報道がありました。

今回の意見は、民間の自主的な協同組織であるJAグループに対する過大な関与との印象を受けます。今後、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂に当たって、農業者の経営の安定と国民に対して安全で安心な食料を安定供給できる内容でなければなりません。今回の答申では地方の実態を十分把握できていない内容であると考えます。この規制改革が誰のための何のための改革なのか、農業者や地域が真に求めているものなのかが極めて重要であり、農業者を初め国民の意見に耳を傾け、慎重かつ丁寧な議論が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、農家における労働力確保対策についてであります。

本市の農業は、恵まれた土地資源と環境保全に配慮した安全で安心な良質な農畜産物を安定的に供給する食料供給基地として、今日までその役割を担ってまいりました。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足等によって農家戸数が年々減少傾向にあります。本市の農家戸数は、昭和20年代から30年代のピーク時には4,000戸を超えておりました。現在は600戸台となっております。現状のままではこの減少傾向が続くことが予測され、本市農業、農村を維持する上でますます厳しい状況になってきます。この傾向を改善するためには、この危機的状況を行政及

び関係諸団体がともに共有し、既に取り組みを進めている新規就農者の育成など担い手対策を一層強化することが重要であると考えます。

一方、経営耕地面積はおおむね1万4,500ヘクタールで推移しており、1戸当たりの経営耕地面積は拡大の傾向にあり、大規模化に伴い新たな労働力の確保と、あわせて、ある程度高齢になっても営農意欲があれば営農が継続できる労働力供給システムの確立が急務であります。現状としては、コントラクター組織、法人組織、営農組合、個人受委託等、地区単位や個人で多様な対応がなされております。このことから、労働力確保対策については各地区や地域の実態に合った形態で進めるべきであると考えます。

更に現状の課題として、運営組織としての収益の確保や機械導入時における初期投資の負担の扱い、更にオペレーター及び作業員の通年雇用や継続雇用等があります。

本市では本年度、農業労働力支援対策推進事業として農業経営支援組織の組織化及び労働力調整システムの確立に向けて生産者や農業関係機関等と研究協議を行い、持続可能な農業の発展を目指すとして予算措置をしております。

北ひびき農協も同じ目的で本年度予算計上しているようでありますので、この事業でゆとりある農業の実現のために先進事例の調査と、更には農業者が労働力確保する上で真に求めているものは何かをしっかりと把握することが、この対策をする上で極めて重要なことであるので、全農業者を対象に精度の高い、きめ細かな意向調査を実施してはいかがでしょうか。

また、士別市農業・農村活性化計画で新たな労働力調整システムとして、農業人材バンク、いわゆるファーマーズヘルパー制度の導入を検討するとしていますが、その検討の過程についてお伺いをいたします。

また、和寒町、剣淵町においても支援組織やその仕組みがあります。本市と2町については歴史的に土地や人とのつながりもありますので、意見交換や、将来的には作業の融通も担える機能を備えたネットワーク化の確立を検討してはどうでしょうか。これらの課題解決には行政と関係諸団体、特に農協との連携を密にして進めることが必要と考えます。

次に、後継者の配偶者対策についてであります。

本市農業を支える農業後継者の配偶者対策については、平成22年から市、農業委員会、JA北ひびきが連携をして、士別市グリーンパートナー事業として農作物の収穫体験や収穫した野菜の料理体験、トラクターの試乗、交流会等の内容で日帰りツアー、あるいは1泊ツアーを合わせて昨年まで5回開催をされ、延べ男性が68名、道内や首都圏から女性62名の参加を得て行われております。その中で4組の方が結婚をされたことは本当にうれしく思い、結婚をされた皆さんには心から祝福を申し上げると同時に、関係された皆さんには改めて敬意を表する次第でございます。本年度も新たな企画で実施する計画をしているようでありますので、ぜひ魅力ある内容で継続をしていただきたいと思います。

しかし、一方では、この事業で新たな出会いの場を提案しても、いろいろな事情でなかなか参加しづらいと思っている方も多く、それぞれの地区を担当している農業委員の方も参加を進

める上で大変な御苦勞があるのではないかとと思われます。そこでグリーンパートナー事業をしっかり補完する新たな方策として、本市に結婚対策専任職員の配置と結婚アドバイザー、いわゆる結婚相談員を各地区に複数人委嘱をして、農業委員の皆さんとの情報交換や連携を図りながら個別の相談に対応することのできる体制が必要と考えます。

更に、J A北ひびきと協議をしていただき、それぞれのホームページに結婚を希望する女性の募集を行うことも検討してはいかがでしょうか。花嫁を迎えるに当たって、本人はもとより市及び関係団体が一体となって農村のすばらしい環境を知ってもらうことと、魅力ある産業としての農業振興に努めることが必要だと考えております。

以上、この3点について答弁をいただきたいと思います。 (降壇)

○議長(丹 正臣君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 大西議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から農業改革に関する意見について答弁申し上げ、農家における労働力確保対策及び後継者の配偶者対策については経済部長から答弁申し上げます。

政府は、我が国の農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢が66歳となっている実態、更に耕作放棄地がこの20年間で2倍に増えたなどを背景に、農業、農村の活力を取り戻すことは待ったなしの課題であるとして、農林水産業を産業として強くしていく政策と国土保全といった多面的機能を発揮する政策を車の両輪として、関係府省が連携し幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的に農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、国内外需要の拡大と農林水産物の付加価値向上、多面的機能の維持発揮及び生産現場の強化を4本柱に今後の政策に反映させようとするものであります。

そこで、大西議員から、みずからの経験を加味し具体的分析も含めてお話がございました。規制改革会議の農業ワーキング・グループでは、まず1点目として、農業委員会における農業委員の選挙、選任方法の見直しや農地利用推進委員の新設、更には都道府県農業会議や全国農業会議所制度の廃止、2点目として、農業生産法人の事業要件、役員要件、構成員要件等の見直し、更に3点目として、農業協同組合については中央会制度、J A全中の廃止や全国農業協同組合連合会、J A全農の株式会社化及び単体農協の専門化や健全化の推進に加え組合員のあり方にも及ぶなど、これまでの農業団体や農業保護のあり方を根幹から見直す農業改革に関する意見を取りまとめました。

これに対し、自民党では独自の農業改革として、農協の見直しについては全国農業協同組合中央会を新たな制度に移行や、今後5年間で農協改革推進期間として農協の自己改革を要請、更にはJ A全農の地域農協出資による株式会社化への転換を可能とすることや、農業委員会の見直しについては公選制の廃止や全国農業会議を農業委員会ネットワークに衣がえ、更には農業生産法人の要件緩和などの改革案を取りまとめました。

このたびの農業改革案に対し北海道東北知事会では、J Aなどが地域農業振興や農村地域の生活基盤を支えてきたことを踏まえるべきと強調した上で、農協制度の見直しについては農協

や農業関係者の意見を聞き慎重に議論を尽くすことを求めた要望書を6月5日、内閣府を初め農水省、自民党などに提出したところであります。こうした中で政府の規制改革会議は、先週13日、与党案におおむね沿った内容の最終案を安倍首相に答申し、今後、政府は今月下旬に閣議決定する農林水産業・地域活力創造プランの改訂版などに反映するとの報道がなされております。

申し上げるまでもなく、これまで農協は協同の力を結集し、農業と地域社会に根差した組織として地域の振興発展にも大きな役割を果たしていただいておりますし、また、農業委員は地域で営農に取り組み、地域に責任を持つ農業者の代表として大変御苦勞をいただいております。農業委員会は農業団体で唯一の行政委員会であるとの議論も必要ではないでしょうか。

また、仮にJA全農が株式会社化されれば、利益追求のため不採算部門が切り捨てられることや地域の違いにより公平なサービスが受けられないなど、地域の農業者の不利益に直結することも想定されます。更に農業生産法人の要件緩和により他産業からの参入が容易となる一方で、採算が合わなければ直ちに事業から撤退する可能性も予想され、農業者が汗を流し、これまで整備してきた農地も荒廃していくおそれがあります。

本市の農業・農村は、開拓以来、先人たちのたゆみない努力により、さまざまな農業情勢の変化に対応しながら、経営規模の拡大や生産基盤の整備、更には機械化などが進められ、水稻、畑作・野菜、酪農・畜産の3部門がともに均衡ある発展を遂げており、道内でも有数の食料供給基地として発展してきただけに、このまま答申どおり関連法案が成立した場合、地域農業を大きく変貌させるとともに、農業や地域住民の生活に極めて重大な支障を来すことが懸念されるものであります。

時代の趨勢として改革の必要性については私も一部理解はいたしますが、どのような団体組織にもナショナルセンター、全国組織はあるわけであり、今回は余りにも拙速に議論が進められたため現場に混乱を招いたものであり、今後はより慎重な議論が必要であると考えているところであります。

また、大西議員からもお話のあったとおり、昨日、北海道、JA北海道中央会が作業チームを編成して、9月に独自案をまとめるという報道がなされてございます。1つには北海道農業の成長戦略、1つには農業改革、そして、もう一つには新たな中央会制度、こういったものについてみずから独自案をまとめ上げ、組織事業のあり方を検証し、つくり上げていくということでございますので、私も大きく期待をしながら注視をしてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、農家における労働力確保対策と後継者の配偶者対策についてお答えいたします。

大西議員お話のとおり、本市では農家戸数の減少に伴う農地集積が進み、農家1戸当たりの経営規模が次第に拡大するとともに、農業従事者の高齢化や農家の後継者不足もあって労働力

が不足している現状にあります。

市内での農作業の受託組織といたしましては、平成13年には有限会社ディリーサポート士別、平成17年には農事組合法人あさひが、そして昨年6月にはサポートたよろーが設立され、耕起・整地、播種・移植を初め栽培管理、堆肥の運搬・散布、防除、散水、収穫や混合飼料の製造等の受託作業が行われておりますが、畑作などでの農作業においては春の播種・移植作業や秋の収穫作業などに労働時間が集中するため、その対応策として新たなファームコントラクター等の労働力供給システム確立が必要となっております。

こうした背景を踏まえ、昨年策定した第2期士別市農業・農村活性化計画では農作業受委託と労働力調整システムの構築を目指すこととしており、昨年8月に農協各基幹支所と農業委員会及び上川農業改良普及センター士別支所と市経済部による農業労働力支援対策検討会議を設置したところであります。

この検討会議では、農協の支所単位を基本に各地区での農業後継者の状況や不足している作業内容の洗い出し、更には集落営農組織や機械利用組合等の状況等も勘案しつつ、地域実態に合った労働力調整システムの確立に向け、今後、意欲的な担い手や農協職員などとともに先進地調査も行いながら検討作業を進めてまいります。

次に、農業者が新たな労働力を確保するためにも、全ての農業者を対象にきめ細やかな意向調査を実施すべきとの御提言についてであります。

農業委員会においては3年ごとに全ての農業者を対象に農業経営意向調査を実施しており、設問としては、世帯の構成を初め後継者の有無、経営の状況、今後の経営面積に関する意向、農作業労働力、作業別雇用の状況、家族経営の協定など農業の現状及び農業者の動向など広範多岐にわたる調査をしておりますが、お話しのコントラクターなど新たな労働力に対する調査項目はありませんので、来年、農業委員会が調査する際には事前に協議してまいります。

次に、農業人材バンク、いわゆるファーマーズヘルパー制度の検討状況についてであります。

検討会議では、農業者みずからが労働力の確保に向けシルバー人材センターや人材派遣会社等に手配し労働力を確保している現状など、まずはその実態を把握したところでありますが、現在、高齢労働者を含め人手不足の状況にあることも踏まえ、今後、人材確保対策もあわせて検討していく必要があると考えております。

次に、1市2町が連携した農作業受託組織のネットワーク化に向けた検討についてであります。和寒町では農協和寒基幹支所の独自事業として地域の農作業の受託作業を実施しており、剣淵町では農協剣淵基幹支所が各農家から作業規模の取りまとめを行い、個別農家と作業受託等の調整を行っております。

将来的に1市2町ともに農家戸数が減少していくことが推測されるだけに、受託組織のネットワークも1つの手段として検討を要するものでありますが、まずは市内各地区の実態に則した新たなファームコントラクターの設立を優先させていくとともに、集落営農組織等での取り組みや新たな農業労働力供給システムの構築についても引き続き検討会議の中で議論を深めて

いく考えであります。

次に、後継者の配偶者対策についてであります。

グリーンパートナー推進事業につきましては、農業委員会、北ひびき農業協同組合、更には各地区の農業委員さんの協力を得まして、平成22年度より農業後継者と都市圏女性との交流を中心に事業を実施してまいりました。実績といたしましては、昨年までで3組、そして本年7月末に挙式を迎えられる1組を加えまして4名の農業後継者に新たな伴侶を迎えることができました。

今年度につきましては、農業委員会からの建議要望を踏まえまして、幅広く独身農業者の方がより多く参加しやすい環境をつくるため年齢層を40歳以上と40歳未満に分け、8月23日から24日と、30日から31日の2回、1泊2日の行程で開催する計画であります。当日は1対1のフリートークや香りのガーデンの見学と満天の丘からの星の鑑賞、更には男女がともに行う農作物の収穫体験や羊毛工芸体験等であり、男女の交流がより深まるよう参加する農業青年者が自主的に企画したものであります。今後、独身女性の周知は市ホームページや北海道農業担い手育成センターホームページ及びフリーペーパー3社と北海道新聞、知っ得北海道に掲載した上で女性参加者を募集してまいります。

また、本年は初めての試みといたしまして、比較的女性との会話になれていない青年の意識を高めるため事前にガイダンスを実施し、当日の交流が意義あるものとなるよう取り組みを進めてまいります。

このように、独身農業者が年齢を気にせず積極的に交流に参加できる体制づくりに向け、その年の検証を踏まえ見直しを行っておりますが、やはり年齢の高い方の参加は少なく、そういった方への呼びかけについては地域の農業委員や農協役員の方々のお力を借りなければならないと存じております。そこで市に結婚対策専任職員の配置と結婚アドバイザーの委嘱についてのお尋ねであります。青年農業者に女性を紹介し成婚した場合に支払われる報償制度を平成16年度で廃止いたしました。この背景には、青年の結婚観が変わる中で仲人や世話役などの仲介を求める事例が次第に少なくなり、仲人など目上の方に仲介してもらうことも敬遠される傾向となり、個人の選択が優先する中で男女の出会いの場をつくるのがより効果的であると判断し、その後は青年交流事業等を実施してきた経緯がございます。

また、各地区に結婚アドバイザーを配置して農業委員との情報交換や連携を図るといたしましても、個人情報の管理やプライバシーの問題があり、更に独身女性の情報をいかに収集するかなどの課題もあることを踏まえすと難しいものと判断しております。

しかしながら、活力ある農村の構築に向けて配偶者対策は重要な課題でありますので、今後とも農業委員会や農協等と連携した上でグリーンパートナー事業を一層推進するとともに、個別相談体制やホームページでの結婚を希望する女性の募集につきまして、今後、農協を初めとする関係機関、団体と効果的な手法について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 先ほど、規制改革会議についての市長の見解をお伺いしました。中央での規制改革会議で多くの議論をされておりますけれども、どうもその現場実態を把握し切れない人たちが机上の議論で進めているような気がしてなりません。そういう意味で、市長は機会あるごとに国会議員や、あるいは関係省庁に対して地域の実態をしっかりと伝える、そんな努力をこれからしていただきたいというのが1点であります。

それから、労働力確保対策についてでありますけれども、なかなか大変だという実態はわかるんですが、市内には、労働派遣法に基づき、その認可を受けて人材派遣事業をやっている会社もございます。

そこを参考にしながら、ぜひこのことについて市が中心になって関係機関と再度協議をしていただきたいということと、最後の後継者配偶対策でありますけれども、いろいろと経済部長から御回答いただきましたけれども、これは片手間でやる仕事といったら口は悪いですけども、しっかり専任の職員を置いて、それから個人情報等々の問題があるということでもありますけれども、これも結婚アドバイザー的な人をぜひ委嘱をして進めるべく検討していただきたいということでもありますので、再度この見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの一般質問のときにも、今回の規制改革会議で議論されているのが誰のために何のために議論されているのかというのが見えないというお話でありまして、私も答弁でそのことを申し上げた次第であります。

やはり北海道農業、日本の農業がどう発展をしていくのかということをしっかりやはり議論をするのがこの改革会議の中身ではないかと思うわけでありまして、そういった意味では、先ほど私、答弁したとおり、特に今抱えているのはTPPの問題も含めて、これは土別はもちろんであります、北海道としてもオール北海道、全道市長会でも、この問題は国に対してしっかりと要請、要望活動を行っているところでもありますから、今回の規制改革の内容についてもですね、先行き5年後だとか、どうなっていくのかという議論がまたされていくわけでありまして、また北海道中央会での議論もですね、これはしっかりとやはり行っていただきながら、それらとも連携をとりながら進めていきたいと、こう考えていますので、現段階においては、このTPPと同じような形で北海道市長会なりでこの問題を取り上げるということには今、現段階なっていませんが、これからの開かれる会議の中で私のほうからも発言をしながら進めてまいりたい、こう考えているところであります。

○議長（丹 正臣君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

まず、労働力確保対策の上で、市内にごございます派遣会社、いわゆる認可をとった会社との連携ということでのお話でございます。

市内に1社、私を知り得る限り1社がございまして、そこの当然連携ということは必要になるかと思っております。この検討会議の中でいつも課題として提起されますのが、各地区におけます例えば農業機械の導入、更には通年雇用に向けた、特に冬期間の対策をどうしていくのかといったこともございます。こういったことにつきましては、更に論議を深めながら一定の方向性を見出していかなければならない。これにつきましては農協さんとともにですね、どのような方策が必要なのか、これにつきましては検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、後継者の配偶者対策といたしまして、更にその重要性を認識する中、アドバイザー等を配置の方向を更に検討してはというお話でございます。

大西議員も御承知のとおり、昔につきましては結婚相談員制度がありました。いろいろな経過、課題等があつて、先ほどお答えしたとおり平成16年からは報償制度という制度のほうに移行してきた経過がございまして、その中でも、なかなか近ごろのその青年を取り巻く環境等もいろいろ変わっておりまして、違う方策ということで今のグリーンパートナー推進事業が進められてきているところでございます。

しかしながら、農業者の後継者対策、これは緊急を要する課題ということは私どもも同じ認識でありますので、そういったアドバイザーにつきましては、更に農業委員さん等の意見も再度伺う中で改めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） それでは、士別市の財政運営方針についてお伺いをいたします。

本市においては、総合計画を基本に行財政改革大綱実施計画を初め財政健全化のための計画を策定し、実行してまいりました。更に平成23年度には財政運営方針を定め、より具体的な方針として示されております。その前文には、本市の財政状況として市税を初めとする自主財源の割合が極めて低く、多くを国庫支出金、起債などに頼る状況となっており、特に地方交付税には4割以上を依存する脆弱な財政基盤となっているとしております。

一方、歳出面では病院会計において一般会計からの繰り出し基準の見直しを図っても、なお収支不足が見込まれ、更に国民健康保険事業特別会計においても歳入欠陥があるほか、介護サービス事業特別会計で計画を上回る収支不足が生じるなど新たな課題を抱えているとしております。こうした背景の中で、財政運営において高度多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するために一層の効率化、簡素化を図る必要があり、一般会計のみならず全会計、更に第三セクターなどを含めた視野で財政運営の方向性、目標を定め新たな時代に対応したいとして、この方針を策定しております。

本年度で策定から3年を経過した中で、策定時の一般会計、財政収支見込みと比較すると、本年度予算、いわゆる26年度予算では歳出で約20億円増加をしております。安定した財政運営をするに当たっては市民生活に大きな影響を及ぼさないことを前提に、歳出面で費用対効果、

事業効果等のコスト意識を持ちながら無駄を省き歳出の可能な限りの抑制をし、各施策についても効果的、効率的に進めることが重要と考えます。

そこで具体的な取り組み項目の中の事業の廃止、見直し、類似、重複事業の整理統合について、公共施設のあり方の検討について、特別会計、企業会計の繰出金の見直しについての3項目について、その実践の状況と環境の変化等による新たな課題や総合計画、あるいは行財政改革大綱実施計画等との整合性も含めて方針の見直しが必要なものがあるのかどうかお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

士別市財政運営方針は、職員給与の独自削減実施などにより従前の財政健全化計画が実質収支の黒字という当初の目的を達成し計画期間を終了したことを踏まえ、地方分権の推進にあわせ将来にわたる自立した自治体運営を確立するための新たな指針として、お話のように平成23年度に策定したものであります。

そこで運営方針における具体的な取り組み項目の実践状況についてであります。まず1点目の事務事業の見直しについては、士別市行財政改革大綱において市民の視点に立った市民と行政の協働による効率的な行財政運営を基本理念として、具体的な改革を進めるための実施計画を策定しております。この実施計画では、平成27年度を最終年度として市民サービス提供のあり方や行政組織機構の見直しなどの推進項目を定めており、一部実施を含めた進捗率は平成24年度末で79.8%となっております。このほかにも事務事業の見直しに当たっては行政評価実施要領を平成23年に改定し、一次評価から外部委員による三次評価まで客観的に事務事業評価を実施し、各種計画や予算への反映に努める一方で、平成23年度に設置した自治体運営改革会議においては効率的な行政組織に加え、職員のモチベーションが発揮できる組織のあり方について検討を進めてきたところであります。

こうした取り組みの結果、事業の見直しでは、水道施設である浄水場の一元管理、生ごみ堆肥化施設整備による事業の統合、イベントの共同開催や総合行政システムのデータセンター統合管理など事業効率を踏まえた事務事業の改善を進めているほか、行政組織の見直しでは係制に近いスタッフ制を一部で試行することにより責任と裁量の明確化の面での検証を行っているところであります。

次に、2点目の公共施設のあり方については、自治体運営改革会議において施設全般にわたって費用対効果の検証を含めた再点検を行ったところであり、このうち11の施設については早期に見直すべき施設との方針を示しているところであります。これら見直し対象施設のうち、コスモス苑ほか2つの福祉施設と朝日農業者トレーニングセンターについては指定管理への移行を進めたほか、朝日町勤労者会館については用途廃止、農産物直売交流施設は用途変更をするなど管理運営方法を含めた改善に努めてきたところであります。

3点目の特別会計、企業会計の見直しについては、特定の収入によって特定の事業を行うこ

とにより経済性の発揮と公共の福祉の増進を図るとされている特別会計としての役割を終えた診療施設特別会計など2会計については、予算管理の効率化を図るため平成25年度をもって廃止したほか、介護サービス事業特別会計についても民間活力の導入によるサービスの質の向上を目指し高齢者福祉施設の運営を指定管理に移行したことから、同じく廃止をいたしたところでもあります。また、このほかの会計についても、特別会計の独立性を確保するため受益者負担の見直しや管理運営コストの圧縮を進めてきたところでもあります。

更に企業会計については、民間企業に準じて財務の実態をより明確にあらわすとともに情報開示の拡大に努めたところであり、特に病院事業会計については経営改革プランの着実な推進とあわせ、市立病院運営改革会議において病床再編など経営改善に向けた取り組みに努めてきたところでもあります。

そこで環境の変化や新たな課題に伴う方針の見直しについてであります。財政運営方針については引き続き着実な推進に努めてまいりますが、今後多くの公共施設の更新時期が到来するとともに、人口減少、少子高齢化の進展が見込まれる中で公共施設等の全体像を把握し、計画的な方針、統廃合、長寿命化などにより財政負担を軽減、平準化するとともに、施設の最適な配置を行うことにより行政サービスの質を維持していくことが求められております。国においても、本年度の地方財政計画において公共施設の現況や将来見通し、計画的な管理などを定める公共施設等総合管理計画の策定指針とその策定等に係る支援策が示されたところでもあります。

今後は長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設マネジメント計画を策定し、トータルコストの縮減、平準化や適切な維持管理、老朽化対策を一体的に進める必要があると考えており、総合計画や行財政改革大綱実施計画などとの整合性を踏まえながら検討を進めてまいります。

以上申し上げ答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） ただいま副市長の答弁で理解をできました。

公共施設の見直しについては、既に実行をしているというふうに思いますけれども、いわゆるイニシャルコスト、ランニングコストをしっかりと把握をしてコスト意識をしっかりと持ちながら、理事者と職員がそのことを共有しながら、ぜひ進めてほしいということを要望申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） ここで3時20分まで休憩をいたします。

（午後 3時06分休憩）

（午後 3時20分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

12番 出合孝司議員。

○12番（出合孝司君）（登壇） 2014年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

まず最初に、駅前再整備とまちづくりについてであります。

駅前再整備事業については、本年度からビルの解体等、本格的に着手されるわけですが、その今後の具体的な取り組みについて何点か質問したいと思います。

1点目は、市営住宅の規模についてであります。

昨年、再整備の概要の説明がありましたが、そのときの説明では1棟8戸の建設というものでありました。この戸数で駅前のにぎわいを創出することができるのか大いに疑問であります。にぎわいのためには、ある程度の戸数が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目については店舗についてであります。

店舗は生鮮食料品を扱い、営業時間も5時、6時で終わるのではなく、それなりの時間まで営業することが必要と考えます。そのためには従業員数等、ある程度体制が整った業者を選択する必要があると考えますが、業者のめどがあるのでしょうか。現在の状況についてお知らせ願いたいと思います。

3点目は、ふれあい館の閉鎖についてであります。

市長は昨年の議会で、駅前から町なか公園、そしてふれあい館を動線として中心商店街の活性化を図る旨の答弁をされています。そのふれあい館が1年で閉鎖されたわけでありまして。閉鎖されたこと自体は、市の管轄外でありますからあえて答弁を求めませんけれども、閉鎖に当たって商工会議所、あるいは観光協会から市に相談があったのでしょうか。

また、市としてふれあい館を動線の重要な施設として位置づけたわけでありましてから、その機能がなくなったことにより、その考え方が変わったのかどうか、現時点での考え方をお知らせください。

4点目は、商店街の活性化を初め、まちづくりについてであります。

まちづくりは、長期的な展望に立って進めることが必要と考えます。1年や2年で頓挫するような計画であってはならないというふうに考えます。その意味では、駅前再整備事業関連も含めて、今後のまちづくりの施策について現時点で計画があればお聞かせ願いたいと思います。

（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答えいたします。

初めに、駅前再整備事業における市営住宅の建設についてであります。

駅前再整備については、一昨年12月に策定した駅前再整備構想に基づき商工会議所を初め商

店街振興検討委員会、駅前周辺の自治会や振興会の皆さんに御説明申し上げ、御意見を伺ってまいりました。更に、地域政策懇談会においても多くの市民の皆さんから御意見を伺ってきたところでもあります。この中で公営住宅は必要か、8戸の公営住宅でにぎわいの創出につながるのかなどの意見があったことから、駅前周辺の民間共同住宅の建設状況や公営住宅の現状と今後の方向性も踏まえ、その必要性について再検討を進めてきました。

再検討の結果、1点目には駅前には一定の賃貸住宅が確保されていること、2点目には建てかえ後の栄団地への再入居希望がほとんどないこと、3点目には建てかえ後の栄団地は家賃が高額となり、入居希望が少ない可能性があること、4点目には小・中学校までの距離が遠いため子育て世代にも敬遠される可能性が高いこと、更には公営住宅の管理戸数が人口に比べて多い状況にあることや、市内中央地区の市営住宅の入居需要が減少傾向にあることなど、さまざまな視点も加味した中で総合的に判断し栄団地の現地建てかえは行わないと判断したところがあります。

これらの結果については、今後、地域の皆さんや商工会議所、中心商店街振興組合などの関係団体にも説明申し上げ、協議していく中で最終的な計画づくりを進めてまいります。

次に、複合施設の店舗についてであります。

複合施設については、駅前空間の機能と役割を果たす必要最小限の規模での整備を検討しており、公共交通の結節点としてのバス待合スペースや管理スペースを確保するほか、町の玄関口や市民の交流空間としての街角カフェ的な活用も可能な小規模多目的スペース、食料品等を購入できるコンビニエンスストア等の店舗スペースを設けたいと考えています。

店舗機能に関しては、地域の皆さんを初め合宿や自動車試験等の来訪者からもコンビニエンスストア的な店舗を求める声があり、市長への手紙でも一般的なコンビニエンスストアを望む意見が寄せられているところでもあります。こうした意見も踏まえ、昨年、市内で商店を経営する方と相談を行った際にはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの設置について前向きな回答を得ていますが、取り扱い品目や営業時間帯など詳細については現段階では決まっていない状況にあります。

次に、ふれあい館との動線づくりについてであります。

駅前の再整備に当たっては、駅前を起点として多くの市民の方が利用されている生涯学習情報センターいぶきや丸武児童公園をつなぎ、ふれあい館に至る動線を設定し、中心商店街へと連動する町なかのにぎわい創出を意図した計画づくりを進めてきました。出合議員お話にありましたように、ふれあい館に入居していた観光協会が本年3月末をもって撤退しましたが、7月からは株式会社サフォークが入居する予定と伺っています。

確かに観光情報等の総合案内窓口としての機能はなくなりましたが、株式会社サフォークは本市の特産品を取り扱う事業も行い、情報発信機能も有しているほか、友好都市みよし市の特産品の販売も担うとお聞きしております。このようなことから町なかの拠点としての一定の機能は果たすものと考えており、これまでの考え方を基本に今後の具体的な計画を策定してまい

ります。

次に、商店街の活性化を初めまちづくりについてであります。

駅前再整備については、もともとこれに特化したプロジェクトとして検討を進めており、一方で中心商店街振興と町なか居住を検討するプロジェクトがありました。この2つのプロジェクトには共通する課題も多く、一体的・総合的に検討することがより効果的との判断からプロジェクトを統合した経過があります。

中心商店街と駅前を結ぶ動線としては、さきのふれあい館に至るもの、停車場通りを通るルート、更には新たに整備を計画している高齢者福祉センターを中心とするぷらっとやあすなる公園を結ぶルートなど今後検討すべき課題は山積している状況にあります。

また、商店街の活性化の喫緊の課題に向けては、商店街活動や個店経営の活性化に向けた取り組みへの補助のほか、中小企業振興条例に基づく各種事業による商店街でのイベント開催の促進、空き店舗の活用や新規開業、店舗改修に対する助成などを実施しています。

更に、今年度においては平成25年度の国の補正予算により設けられたソフト事業を活用し、イベントの開催やにぎわいづくりなどの地域商店街活性化事業を実施する予定となっており、本議会最終日に補正予算を提案いたします。

中心市街地の振興、そして町なかのにぎわいづくりは極めて重要な課題であり、長期的な視点に立った取り組みが必要であることは申し上げるまでもなく、このためには、まずは商店街の皆様の熱い思いと関係機関を含めた一体的な盛り上がりが必要であると考えております。今後も商工会議所や中心商店街振興組合、更には士別市商店街振興検討委員会や新たに設置された商店街活性化委員会など関係機関、団体と連携を図り、にぎわいと活気あるまちづくりに努めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 出合議員。

○12番（出合孝司君） 僕の聞きミスかどうか、閉鎖に当たって会議所なり観光協会から市に何か相談あったかどうかというの答弁になかったような気がするんですけど。

○議長（丹 正臣君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

今、出合議員のほうからですね、閉鎖に当たっての観光協会、あるいは商工会議所からの連絡というようなお話ですけれども、これについては具体的な連絡ということについてはございませんでした。いろいろな情報等々については私たちのほうもお聞きをしていましたけれども、そういったことをもとに、いろいろな対応をしているということはお聞きをしておりました。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 出合議員。

○12番（出合孝司君）（登壇） 2点目に、市立病院の療養病棟の再開についてお尋ねをしたいと思います。

市立病院では、療養病棟が2年ぶりに10月から再開されることが報道されておりました。2年前に療養病棟が閉鎖されたときの理由は看護師不足と入院患者の減少だというふうに私は認識しておりますが、この2年間で看護師は十分確保できたのでしょうか。今、再開するに至った経緯についてお知らせを願いたいと思います。

市立病院では、今まで看護師不足だと、看護師の確保をと事あるごとに言ってきました。それが急速に充足されたのでしょうか。現状でも外来病棟とも決して余裕があるとは言えないという状態だと聞いておりますが、この2年間で看護師は何人増えたのかお知らせを願いたいと思います。

また、新たな病棟が開設されることにより他の部署への影響が出ると考えますが、看護体制は大丈夫と考えているのでしょうか、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

計画では療養病棟に配属される看護師は8名と聞いておりますが、その人数で日勤、夜勤をするとすると、ほとんど有給休暇がとれない状況が考えられます。短期間ならいざ知らず、1日24時間、1年365日、この体制での勤務では無理と考えますが、いかがでしょうか。

また、夜勤は看護師1人となっておりますが、緊急の場合対応できないと考えますが、その対応についてどうするつもりかお聞かせを願いたいと思います。

市民の命と健康を守る病院の看護師が健康を害するような状況にあってはならないと考えます。また、余裕のない勤務体制では医療ミスも考えられるわけでありです。10月開設ということですが、もし人員体制が困難と判断された場合には、再開を延期することも視野に入れ現場とも十分協議をしていただきたいと思いますが、その辺のお考えをお聞かせを願いたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

市立病院における療養病棟につきましては、平成24年7月まで20床で運営をしておりましたが、循環器内科入院再開に向けた病棟体制の検討を行う中で、当時の看護師数並びに患者数の状況から療養病棟を休床せざるを得ない状況となり、現在まで病棟体制は一般病棟のみでの運用となってきたところであり、看護師確保を図りつつ療養病棟の再開を目指してきたところです。こうした中、当院の一般病棟の入院患者は減少傾向にある一方、近年、近隣の療養系病院における市内高齢者の入院が大きく増加している状況にあります。

また、看護師確保につきましては、25年4月に採用した12名が夜勤業務などにも習熟してきたこと、更に本年4月においても11名の採用が図られたことなど一定程度の充足が見込まれること、加えて平成26年度の診療報酬改定において入院患者の在院日数の取り扱いが変更となり、最近の患者動向を踏まえると、この在院日数が当病院においては大きく伸びることから現状のままだと入院収益に大きな影響が予想されます。こうした状況を踏まえ長期入院を望む市民の声に応えるとともに、入院患者の確保にもつながることなどから、病院運営改革会議などにおいて協議する中、療養病棟を10月に再開することを決定したところであります。

療養病棟の再開に当たっては、許可病床数を30床とし、実運用病床数は看護師配置の施設基準を考慮し、当初25床で運用しようとするもので、病棟担当医師1名、管理者を含め看護師、準看護師9名、看護助手8名を配置し病棟運営を行う予定であります。

そこで、これまでの看護師数の変動についてであります。療養病棟休床当時の24年8月現在、看護師、準看護師の正職員数が112名でしたが、本年6月現在では119名で7名の増となっており、これに産休、育児休業者を除いた実勤務者数で比較すると12名の増となっております。

また、現状でも外来、病棟とも余裕がないのではとのことですが、本年4月採用者11名のうち9名が新卒者であり看護師全体の1割近くを占めることから、その育成に人員が割かれるというような一面はありますが、近年の入院患者、外来患者、手術件数の状況や類似規模の病院と比較しても看護師数が少ないという状況にはないと考えております。

療養病棟再開に伴う他部署への影響についてであります。現在の一般病床を3病棟、144床のままで新たに療養病棟も再開ということになりますと看護師数が不足するということとなりますが、最近の患者数及び一般病棟から療養病棟へ転棟となる患者数も考慮すると、一般病床を現状の144床体制から3病棟100床体制へ変更しての運用を考えているところであり、大きな影響はないものと考えております。

次に、療養病棟における勤務体制ですが、休床前の療養病棟体制を参考に、休暇、曜日による業務等も考慮する中、昼間は看護師、看護助手を合わせて7名程度の配置、夜間は看護師1名、看護助手1名の体制が組めるものと想定しているところですが、入院患者の看護度、あるいは患者数の増加によっては、さらなる体制の充実が必要となることも考えられます。

また、夜間緊急時の対応についてであります。療養病棟の夜間勤務については看護師1名、看護助手1名体制としておりますが、病院内には看護管理当直者1名を配置し、全体調整や緊急時の対応を図っているところであり、各病棟間、救急外来部門との応援体制など現状においても十分な体制確保を図っているところであります。

また、過重な労働によって職員が健康を害する、あるいはそのことによって医療ミスを引き起こすなどということは当然あってはならないことでもあります。業務量など病棟運営を進める中で十分配慮をしておりますし、本年4月採用となった9名の新卒者が今後、看護師として更に業務に習熟することによって更に安定した体制になるものと考えております。

療養病棟の再開時期につきましては本年度の診療報酬改定の影響も考慮する中で10月と決定したところで、更に院内の各部署と十分検討をする中で詳細調整を図り準備を進めてまいりますが、今後は患者の状況、病院体制のあり方など病院を取り巻く状況の変化を的確に把握し、適正な人員確保と健全な病院運営に取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 出合議員。

○12番（出合孝司君） 質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 13番 国忠崇史議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 第2回定例会に当たり一般質問をいたします。

今回は3つのテーマをもって質問に入ります。

最初のテーマは、市内にある大型廃虚を今後どうするかについてです。

まず、国道40号沿いにある旧ホテルの廃虚と西小学校の近くにある旧スーパーマーケットの廃虚等について取り上げたいと思います。

4月に行われた市議会議員選挙において私は市内各地で街頭演説を行ったのですが、その際、市民からさまざまな要望も伺ったわけです。その中では、この土別の町にマイナスイメージをもたらす、これらの大型廃虚を何とかできないのかとの意見が多かったのであります。そこで2点ほどお聞きします。

まず1点目は、これら大型の廃虚について倒壊や損壊、または落雪など建物としての危険度を市役所などの公的機関が調査したり、測定したりすることはできるのでしょうか。

2点目、不法侵入や不法居住、あるいはたまり場として使われることを回避する仕組みや、または子供の危険な遊び場などとして使われないように、市として何らかの方策をとることは可能なのでしょうか。

そして、次に財産権の問題を取り上げたいと思います。

日本国憲法第29条に定められている財産権の不可侵は、資本主義社会である以上当然であり、むしろ基本的人権の基本ですらあると私は以前の一般質問で述べたことがあります。財産権というのは一体どこまで絶対的なものなのでしょうか。もし裁判での判例などあれば紹介いただきたく存じます。

次に、今、全国各地で制定されている通称空き家条例等の内容は、私の見た限りでは自治体により千差万別であります。しかし、一般的に言って、幾ら荒れ果てていても、これは私の財産なんだと持ち主に頑強に主張されたら、財産権まで踏み込むことはかなり難しいわけです。翻って本市の現状を考えた場合、農村部の廃屋も多数あり、これはこれで問題ですが、まずはメインストリートにある大型廃虚類を対象とすることに特化して、商店街振興などと連動したような条例を目指していくのも選択肢ではないかと考える次第です。すなわち、大型廃虚の地権者、所有者に対して行政の力だけで撤去を促すのではなく、撤去後の商店街振興への協力を視野に入れ、向こう3軒両隣の地権者と力を合わせることを促す、いわば自治的な方法も加味してはどうかと思うのですが、いわゆる空き家条例の研究のいかんも含めて市の御見解を伺います。

最後に、雇用促進住宅の廃虚についてお尋ねします。

1点目、これについては西條百貨店の利用者からはレストランから見えて気持ちが悪い、おいしい食事もおいしくなくなるなどの声があり、周辺住民からは路線バスも多数とまり交通の便がよく、更に道北クリニックもできた周辺環境のよいところなのに、雇用促進住宅の土地が放置されていてもったいないなどの声が聞かれます。市としては、雇用促進住宅近辺の住民のこういった声を認識しているのでしょうか。

2点目、東日本大震災直後の2011年第2回定例会で私の一般質問に対する市の答弁では、10年以内に解体の方策を決めるとのことでしたが、既に3年がたちました。所有管理している特殊法人との話し合いには何らかの進捗は見られるのでしょうか。あるいは膠着状態に陥っているということはないのでしょうか。

以上、お尋ねする次第です。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から憲法第29条と空き家条例との関係について答弁申し上げ、建物としての危険度については建設水道部長から、雇用促進住宅については経済部長から答弁申し上げます。

空き家等の適正管理に関する問題につきましては、少子高齢化や過疎化の振興に伴う相続放棄や相続後の放置などにより全国において適切な管理が行われない空き家等が増加し、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているところであります。

このような状況下の中で、国においては政府与党が市町村に立ち入り調査や除去命令などを出す権限を与えることを柱とする空き家等対策の推進に関する特別措置法案を議員立法での今国会提出を目指しているところであります。

また、道内においても、空き家に関する問題の早期解決と管理不全の未然防止のため条例を制定する市町村が増えてきており、本年4月1日時点において32市町村で施行されている状況にあります。

これらの条例制定に当たっての過程を調べますと、多くの場合、市民に対し意見募集を行っており、意見の中では、空き家といえども私有財産であり、条例に強制的な措置を規定することは憲法に定められた財産権の侵害に当たるのではないかなどの意見が散見されたところであります。空き家等も私有財産であり所有者の財産権は保障されなければならないものと認識していますが、憲法第29条第1項で財産権の不可侵を定めるとともに、第2項で財産権の内容は公共の福祉に適合するよう法律でこれを定めると規定しています。

条例による財産権の規制については、最高裁の判例として昭和38年、奈良県ため池条例事件があり、内容としては、条例により禁止されたため池の堤とうでの耕作を行い罰金刑を課せられたもので、これを不服として争われたものであります。判決では、少なくとも災害防止上の必要がある場合には、財産権の行使を法律の範囲内での条例による規制を認める内容となっており、こうした見解は学説上において災害防止の目的に限らず条例で財産権を規制ができるとする説が有力であり、実際、多くの自治体では環境保護の目的等で条例による財産権規制がなされており、行政実務上も広く支持されているものと認識しています。

また、憲法の言う法律とは形式的な意味の法律に限定されず、地方自治法の定める普通地方公共団体の事務に関し、公共の福祉のため当然に受忍すべき財産権行使の制約をいわゆる行政事務条例をもって定めることも許されるとする下級審判決が出ているところであります。このことから、市民の安全や生活環境などを保全する目的で空き家等の所有者が当然に受忍すべき

財産権行使の規制を行う条例を制定することは、地方議会において民主的に手続を経て制定された法であることから憲法上可能と判断するところであります。

ただし、条例での強制的な措置の運用に当たっては、財産権と守るべき公益のバランスが極めて重要であり、空き家の管理不全な状態が周辺に及ぼす影響と措置命令等の措置が空き家の所有者の財産権に与える影響の内容や大きさを比較検討し、慎重に運用する必要があるものと考えております。

国忠議員のお話の大型の建物についてであります。国道40号沿いを含め市内には閉店、または廃業、倒産による大型の空きビル、空き店舗となった建物や閉鎖した工場、事務所などが存在し、現在もそのまま放置されているものがあるなど大きな問題であると認識しているところであります。

市といたしましては、今後、政府与党の法律案の動向を注視するとともに、成立した場合の条例整備の必要性を初め、生活環境保全に限らず地域振興、商店街振興等の視点からも調査検討するとともに、まとまった面積が対象となる場合については一定区域が対象となる国土交通省所管の空き家再生等推進事業や街なみ環境整備事業などの適用についても研究してまいりたいと考えております。

以上申し上げ私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から、市内にある大型の空き建物の危険度等についてお答えいたします。

初めに、建物の所有者、管理者、または占有者が果たすべき責任について申し上げます。

建築基準法第8条の維持保全においては、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないと定めています。特に使用されなくなってから相当年数を経過した建物では、適切な管理状態にない場合に外壁、開口部、防水、看板など天候の影響を直接受ける部分の劣化が著しく進み危険な状態になるおそれがありますので、建物の安全性を保つには所有者等の適切な管理が重要となってまいります。

そこで、そのような大型の空き建物の危険度の調査と測定についてであります。本市では危険、もしくは危険となる可能性が高いと思われる建物については日ごろから目視による観察を行い、危険な状態であると判断した場合は、所有者等に口頭により危険箇所の確認と対応をお願いしているところです。

更に、放置した状態が続くことにより保安上著しく危険となるおそれがある場合は、建築基準法第10条の保安上危険な建築物等に対する措置により大型建物の指導等の権限を持つ特定行政庁である上川総合振興局に建物の状況を報告し、現地調査を実施した後、上川総合振興局から所有者等に対し必要な措置を講じるよう通知及び指導を行うこととなります。

過去には、建物が危険な状態となり歩行者等の安全の確保が困難な状況となったため、上川総合振興局と連携し所有者に対し指導を行い、危険部分の措置を講じた事例もあります。

今後におきましても、こうした空き建物の観察を継続することで、保全状況の把握と安全・安心な生活環境の維持に努めてまいります。

次に、空き建物への不法居住やたまり場、または子供の危険な遊び場などとして使われないようできないかとのことでありますが、空き建物においては火災や防犯上の観点から所有者等の徹底した管理が求められますが、近くに居住していないなどの理由から管理が不十分となる場合が考えられます。過去には建物内への不法侵入があり、発見した周辺住民により道警旭川方面本部に通報した事例がありましたが所有者等が存在しなかったため、士別警察署と市、市民部が連携し、窓の閉鎖及び屋外階段の封鎖を行った経緯があります。

所有者等が明らかな場合は直ちに適切な措置について指導するところですが、所有者が不明であり、防犯上の問題がある場合においては、関連部署、関係機関との協議、連携のもと敷地内及び建物内への侵入防止策を講じるとともに、その後の状況を継続して監視するなど引き続き事故防止と防犯に努めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から雇用促進住宅についてお答えいたします。

まず、雇用促進住宅の現状とこれまでの経緯についてであります。住宅の建設当時、士別市は農村地域工業導入地区の指定を受け企業誘致を積極的に進めており、その従業員の確保に際し、住宅不足による求人対策が深刻化していたことから、昭和53年から雇用促進事業団に対し住宅建設を強く働きかけた結果、昭和57年7月に鉄筋コンクリートづくり5階建て2棟80戸の士別宿舎が竣工したところでございます。

その後、独立行政法人雇用能力開発機構、現在の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する当該住宅については、平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により、地方公共団体やこれに準じた団体に譲渡、購入を促進し、整理していく方針が打ち出されたところであります。

また、平成19年6月の閣議決定では、遅くとも平成33年までに譲渡、廃止の処理を完了することとされ、本市に対しても意向調査、購入検討の依頼がありましたが、公営住宅として活用するには、建築から30年を経過していることや、エレベーターの新設、施設のバリアフリー化、その他居住環境の整備と修繕が必要であることなど、更には購入後の維持管理経費も多額となることが想定されることから、本市の財政事情を考慮すると取得は極めて困難であると判断したところであります。

これらの経過を踏まえ機構は廃止を前提に士別宿舎入居者の退去を取り進め、平成22年9月に最終住民が退去をし、その後、住宅を封鎖したところであります。封鎖から既に3年が経過し、この間、自治会、近隣住民の方からは、景観上、防犯上、安全面からも早期の取り壊しを求める意見も寄せられ、市といたしましても、平成24年5月には改めて取得及び利活用の意向がないことや、早期取り壊しについての申し入れを行ってきているところであります。

機構側からの回答では、売却予定の住宅が全国で910件、北海道でも本市を含め70件あり、建物評価の調査を行った上で、一般、民間企業等への売却に向けた準備を順次進めているところで、平成26年度では全国で五、六件の取り壊しが予定され、道内では歌志内市及び洞爺湖町の2つの物件の取り壊しが予定されているところであります。

本市の住宅につきましても、平成26年4月14日に売却に向けた入札公告が機構側から実施されましたが応札者はないとのことから、今後、年度内に再度入札を行う予定であり、再度の応札がなかった場合は住宅の取り壊しを取り進めることとなりますが、取り壊しには多額の費用を要することから、国の予算の関係もあり、耐用年数や資産価値等を勘案の上、順次処分していくと伺っております。

本市の住宅は昭和57年の建設から既に32年が経過していますが、耐用年数はおおむね60年とされており、道内外には本市より古い建物が数多く存在し、処分が決定したとしても取り壊しまでにはいましばらく時間がかかる見通しでありますので、今後も独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、景観上、防犯上、安全面からも早期取り壊しを求めてまいる考えであります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 空き家条例と財産権について、市長から丁寧な御答弁いただきまして、50年ほど前の奈良県ため池条例の判例ですね、事件の判例など引いていただいて、一般的に財産権を制限する条例自体はつくり得ると。ただ、その運用を慎重にしなければいけないんだと。私は、それ本当おっしゃるとおりだと思うんですね。

やはり小さな点在する廃虚というか廃屋ですね、これについては地権者、所有者と行政との関係で何とか処理していけると思うんですけども、その物件が大きくなればなるほど、やはりその地権者と行政とだけでやっていると紛糾しがちだというのは、歴史の教訓だと思うんですね。やはり皆さん御存じのとおり、その一番大きな例が成田空港ですよ。やはり国が強制収容までしてやったと。そして、もう大きくね、もめにもめて、まだ一部もめているところもあるんですけども、やはりこういう財産権を制限するときに、私はなるべく地権者対行政の正面对決にならないような方法を考えるべきだという意味で、さっき商店街の振興計画なんかと折り合わせながら、すり合わせながらですね、進めていくのがいいんじゃないかというふうにとちょっと提言しました。

やはりこれから高速道路も多寄、名寄と伸びることになりましたし、40号線の交通形態も変わっていく、求められる商店街の形も変わってくるという中で、例えば旧ホテルの廃虚なんかに関して、やはりこう、その該当物件の周りの商店街の力も大事になってくると思うんですね。ですから、空き家条例の具体的な検討に入る前に、ちょっとそういった大型の廃虚については、何とか、この地域住民の力も活用していくんだという御認識をいただければなと思う次第なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君） ただいま国忠議員のほうから、いろいろな高規格道路の開通に伴っての商店街づくり含めての御質問かと思えます。確かに財産権の不可侵ということで、市町村が条例でいろいろな生活環境に及ぼす影響を考えたときの規制については、条例の中でも規制をかけてもいいというような判断かと思えます。

そういった意味で、今、国のほうでは、今、市長のほうから答弁をいたしましたけれども、空き家再生推進事業ですとか、街なみ環境整備事業、こういった活用の中でそういった空き地、廃屋の対策等もございますので、それはもう十分今後検討する中で、その空き家対策含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問の2つ目は、正確な時刻のもとで市民生活を営むためにと題した質問であります。

先週の火曜日6月10日は時の記念日でした。これは1920年に東京天文台と生活改善同盟会によって制定されたもので、その趣旨は、時刻をきちんと守り欧米並みに生活の改善、合理化を図ろうと日本国民に呼びかけ、時間の大切さを尊重する意識を広めるためだそうです。そこで思い出しますが、昔、市内の病院の待合室に土別時間をやめましようとのポスターがあったことです。

古い人に聞くと、農業地帯の土別では例えばカッコーが鳴いたら豆を植えるなどの言い伝えに見られるように、時刻や日付というよりは日の出、日没や月齢、天候に重きが置かれており、勢い時刻は重視されず、会合などが10時開始と言われれば10時に家を出る、そういった習慣が一部に残り土別時間などと称されていたそうです。しかしながら、近代の学校や工場においては正確な時刻が求められますし、ちなみにそれは議会も同じです。傍聴者の存在やインターネット中継を考慮すれば、予定時刻の前でも後でもない時刻きっかりに始めるのが最も市民本位であります。

さて、本市では夕方の決まった時刻に愛の鐘も鳴るわけですが、鐘が鳴るまで外遊びに熱中できるのは今やごく一部の子供であり、現代の子供は予定が細分化しております。午後3時から習い事、4時半には帰宅など、さまざまなパターンがあり得ます。ですから、できれば全ての公園への時計設置を望みたいものでありますが、まさに、このたびの土別市公園施設長寿命化計画案への市民意見の中でも時計の設置要望が出ていたと聞いております。

そこで幾つか質問と提案をいたします。

1つ目、学校や公共施設の時計は狂っていないことが大事であります。何となれば時間割りはもちろん、市民生活の中でも出生や死亡などにかかわる時刻の判定、そのほかにもサッカーやバスケットボールなど時間制スポーツの進行管理等です。この件でいえば土別南中学校外壁に設置されている時計は特に残念な例であり、長い間、針が狂ったままであります。こういった施設の時計について、管理と調整は誰がどのように行っているのかお答え願います。

2点目は提案です。時刻の自動修正ができ、基準となるべき電波時計を主要な施設に設置していく方向でいかがでしょうか。また、一部の学校については地球儀等とセットで学習のため世界時計があってもいいだろうと考えます。折しも、今、サッカーワールドカップでブラジルとの時差が意識されていますし、児童・生徒には時差とは何か、標準時刻とは何かを理解する教材にもなるわけです。

3点目、市内の公園全般について、どの程度の数の時計が設置されているのでしょうか。そして、それは主に寄附などで賄ってきたとも思われますが、これからどう整備していくおつもりでしょうか。

4点目、次も提案です。公園には時計塔を設置するのではなく、一案として、公園に必ずあるトイレの外壁への壁時計設置が予算も大きくはかからず、冬の間も養生するのでなく時計を外すだけでよいので簡単に目的を達成できるはずです。この点いかがでしょうか。

5点目からは、時刻の件に関連して移動図書館ヨムヨム号の運行時間について伺いますが、まずは、ここ数年の利用者と冊数をお聞きいたします。

6点目、このヨムヨム号は児童施設や高齢者施設などの門前にとまることで、施設内の利用者のみならず、それ以外の最寄りの地域からの利用を呼びかけているわけですが、私の見るところ、どうやら地域からの利用が減っているように思われますが、この点いかがでしょうか。

7点目、もし今後、最寄りの地域からの利用促進を呼びかけていくなれば、運行時間及びヨムヨム号の滞留時間は市広報どおりに厳守すべきではないでしょうか。一部、広報で示された時刻より早く来て、早く去ってしまい、地域住民に不思議がられる例が見られますが改善されるのでしょうか。

最後に、ヨムヨム号は移動販売車のようにソフトなメロディーなど音声を流すのも一案だと思いますが、以前流したことがあると聞いていますが、この点、不評だったのででしょうか。見解をお伺いしたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えします。

最初に、私から学校を初めとする教育施設への電波時計の設置及び移動図書館車の運行について答弁申し上げ、公園施設の時計に係る御質問については市長部局から答弁申し上げます。

初めに、正確な時計のもとで営まれる市民生活が大切であるという点につきましては議員の考えに同感でございまして、屋外や公共施設や大型施設に設置されている時計の時刻が正確でなかったり、既に終了したイベントのポスターなどが掲げられたままになっている町に行くと、そこに住む人々の事業活動や市民活動に精気が感じられず、町の印象が暗いものになってしまいます。そういった意味で学校や教育施設の時計は正確さを求められるわけで、各学校や教育施設においては時計の管理と調整に細心の注意を払っております。

そこで、士別南中学校の外壁に設置されている時計が正確に作動していないことについてありますが、本年2月に故障のため修理をいたしました。その後、再び故障をいたしました。

業者に修理を依頼いたしました。特殊な部品を使用しているため修理がおくれているところでもあります。南中学校以外にも、外壁に針が露出している時計については冬期間の雪や氷によるトラブルによって故障するものもあるため、時期を見て更新をしていく考えであります。

議員のお話にありました時刻が自動修正できる電波時計につきましては、現在、学校施設においては平成22年度に改築した多寄小学校に設置されている1基だけですが、上士別小学校、中学校については改築にあわせて設置する方向で検討しております。

他の学校施設や教育施設の時計につきましては、設置費用が高額となるという難しさはありますが、電波時計の設置を含め設置場所の条件に適した時計の設置について検討してまいりたいと存じます。

また、議員のお話にありました世界時計については、世界的視野で将来を展望していくという教育姿勢の面での効果は認めつつ、今後の課題とさせていただきます。

次に、移動図書館車の巡回についてでございます。

最初に、最近3カ年の移動図書館車の運行実績についてでございますが、平成22年度は利用者数が3,343人、貸し出し冊数が2万1,151冊、23年度は利用者数が2,842人、貸し出し冊数が1万9,529冊、24年度は利用者数が2,891人、貸し出し冊数が1万8,142冊と若干減少傾向となっております。

次に、児童施設、福祉施設の利用者以外の一般利用者が減少しているのではないかとのお尋ねでございますが、幼児、児童・生徒、団体貸し出しを除く一般利用者の状況ですが、平成22年度は473人で2,046冊、23年度は404人で1,873冊、24年度は417人で1,865冊と、これも若干減少傾向となっております。

また、移動販売車のようにメロディーや音声で移動図書館車の到着の周知を図ってはとのお尋ねでございますが、以前はアナウンスを放送しながら移動図書館車を巡回しておりましたが、市民から子供の昼寝に支障があるとの苦情が寄せられましたことから、現在では事前に放送することを承諾いただいた事業所や公営住宅前など限られた巡回場所のみアナウンス放送を行っている状況でございます。

次に、今後、地域住民からの利用促進を呼びかけるならば、運行時間、待機時間は市広報どおりに厳守すべきではないかとのお尋ねでございますが、これまでは児童施設等を対象とする停車箇所につきましては、各施設の職員に利用者がいないことを確認した上で予定時間前に出発することもございました。しかし、今後は議員の御指摘のとおり、市の広報で周知した運行スケジュールに従って移動図書館車を巡回させることで市民の利用の促進を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から公園施設に係る時計の設置状況及び公共施設への電波時計の設置についてお答えいたします。

現在、時計を設置している公園は、つくも水郷公園、ひばり児童公園に各1基、ふどう公園、及びふれあいの道公園に各2基ずつ、更に昨年、街なかミニ公園整備事業で再整備を行った丸武児童公園、あすなろ公園については、地域からの要望や今後の利用形態などから太陽電池電波時計を新設したところであり、市内の公園としては計8カ所に設置している状況です。

このうちひばり児童公園については昭和61年に地域から寄贈を受け、その後、市が管理をしています。

次に、今後における公園施設の時計の整備についてであります。

現在、市内には、あおば児童公園などの街区公園を初め、天塩川水郷緑地など28カ所の公園に加えて上士別児童公園など地域公園を合わせ43カ所の公園があります。国忠議員お話のとおり、公園を利用する子供を初め、散策する市民などが正確な時刻を知ることのできる環境は望ましいことではありますが、仮に電波時計を設置するとした場合、時計の大きさや設置する高さなど規格により費用は変わりますが、昨年、丸武児童公園に設置したものは1基当たり約80万円と高額なことから、全ての公園を対象に整備を進めることは難しいものと考えています。

現在、公園の長寿化計画において、今後における遊具など施設の更新計画とあわせて地域環境の変化による公園施設のあり方等について検証を進めており、時計の設置についても地域の御意見や設置効果等、十分に勘案し検討してまいります。

また、国忠議員から、設置費用や維持管理費の軽減の観点からの御提言をいただきました。公園施設に時計を設置するに当たっては、利用者はもちろん、歩行者や通行車両からの見やすさなど視認性に加えてランドマークとしての役割も必要でありますことから、御提言いただいた内容も参考に今後の設置方法について検討してまいります。

次に、電波時計の設置についてであります。

電波時計の特徴は、日本標準時刻を自動受信して時刻を自動的に修正する機能を備えているため正確性にすぐれており、本市のような積雪寒冷地でマイナス20度以下となるような気象条件下においても故障した事例は少ないといったことから、昨年、公園施設としては初めて設置をしたところでした。まずは、その性能や耐久性、費用対効果など十分に検証し、その結果によっては、今後の更新等において公共施設を対象に電波時計の導入も視野に検討してまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 最後のテーマは区域外通学、いわゆる越境入学の現状と課題についてお伺いします。

一昨年、第1回定例会での渡辺英次議員の一般質問をきっかけに、長年一部曖昧になっていた区域通学の基準が正された経過は私も十分わきまえています。確かに以前は、ある小学校の校門のそばに住んでいる生徒がよその学校に通っていたり、極端な例も見られたことから要件が整理されてよかったと思うものです。ここでは5点ほど市の見解をただしたいと思います。

1点目、まず一昨年に要件が整理されてからの区域外通学の児童・生徒数はいかに推移した

かをお伺いいたします。

2点目、しかし、その一方で区域外通学の要件が厳格化されたことをよく知らない保護者もいまだ見かけるのです。この点、周知についてはどのように行ってきたかを伺いたいものです。経過措置を設けた期間はあったのでしょうか。

学区を通り1本挟んで転居した、そのくらいは大丈夫だろうと考えてきた人にまで、いたずらに厳格に対応すべきではないと思うのですがいかがでしょうか。例外を認めないという姿勢はわかるのですが、高圧的な対応で、その姿勢を表現しないよう工夫されたいと思います。この点申し上げておきたいと思いますが、姿勢をお聞かせください。

3点目、さて、今申し上げたようなうっかりと転居したという場合、前の在籍学校に残るのは何年間許されるのでしょうか。特に中学校の場合は制服や指定ジャージ、副読本代など新たに必要となると思われませんが、新たな支出が10万円以上になることにならないのでしょうか。この点どのような御認識でしょうか。

4点目、また、そのようにうっかりと転居した中学生がもし就学援助を受けていたとしたら、買いかえコストの一部は税金になって、社会の負担増にも当たるのではないかと素人考えなりに心配するものでありますが、この点はいかがなんでしょうか。

最後、5点目ですが、私の結論としては、明らかに特定の学校を避ける、特定校を忌避する目的での区域外通学と、それとうっかりした場合とはやはり区別すべきではないでしょうか。それができなくても、教育委員会や各学校の窓口ではいたずらに厳格に対応すればいいというものではなく、保護者や児童・生徒本人の意向とするところをよく聞くことから始めてほしいものです。もし、その中で仮に特定校忌避にこだわる意思が見られたら厳正に対処すればよいだけなのであります。

以上、答弁を求めて壇上からの質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 私から区域外通学についてお答えいたします。

区域外通学につきましては、規則の運用面でさまざまな問題があったため平成24年4月に通学区規則を改正し、より明確な基準で適用することとしたところであります。

規則の改正後に区域外通学をしている児童・生徒数は、平成24年度は48人、25年度は40人となり、そのうち新規に認定した人数は24年度、25年度とも7人となっております。

次に、通学区及び区域外通学に関する周知についてであります。

まず、区域外通学が許可されている児童・生徒の保護者に対しては、区域外通学の理由、要件が解消した際には本来指定されている学校に通学することになることを文書で通知しているところであります。また、小学校、中学校の新入学予定者には入学前に保護者に文書で周知しているとともに、その他の保護者に向けては毎年10月の市広報紙及び市ホームページに掲載しているところであります。

また、規則の改正に伴う経過措置の実施につきましては、改正前に許可されていた児童・生

徒が改正後の基準では許可されない場合は本来通学する学校に転校するところではありますが、子供の教育効果、心情等に配慮し卒業するまで区域外通学ができることとしております。更に、改正前に許可されている児童・生徒の兄弟姉妹が入学する場合については、新たに入学する児童・生徒が兄弟姉妹と別の学校に通学することは、該当する児童・生徒、更に保護者にとって大きな負担となることから区域外通学を認めているところでもあります。

次に、うっかり転居してしまった場合の区域外通学の許可期間についてであります。

新学期が始まってからうっかり転居してしまった場合は年度途中で転居した場合に該当し、その学年末3月まで転居前に通学していた学校に通学できることとしております。

また、中学校の制服、ジャージ、副教材の購入にかかる費用につきましては、おおむね9万円であり、転校する場合は新たな支出となるところであります。

また、就学援助を受けていた児童・生徒がうっかり転居し次年度において転校する場合につきましては制服等、新たに購入が必要となりますが、転校前の学校で既に支給している費用については、転校を理由として新たに援助費を支給することは行っておりません。

区域外通学は、基本的にはいじめや不登校、病弱などの教育的理由、年度途中で転居した場合、あるいは1年以内に転居する予定があるなどの居住に関する場合などに児童・生徒が安心して教育を受けることができるようにする制度であります。平成23年度以前においては区域外通学の許可基準が大まかであったため、24年度から、より明確な基準で適応しているところでありまして、本来の許可理由以外の場合につきましては認めないこととしているところでもあります。

通り1本挟んで転居、うっかり学区をまたいで転居した場合については、学校区域の境界からどこまでの距離を認めるのかといった基準やうっکاریの判断が難しいため今後とも許可しない方針でございます。しかし、区域外通学の認定につきましては、相談に来られた方が教育委員会の対応に対して事務的、あるいは高圧的な印象を持つことがないように十分に配慮し、児童・生徒、保護者の意向にしっかりと耳を傾け、区域外通学の申請に至る経緯、状況をしっかり確認し、児童・生徒がよりよい学校生活を送ることができるよう制度を運用してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 再質問です。

まず、今答弁いただいたとおり、中学校の制服や指定ジャージ、それから副読本ですね、これを新たに購入すると9万円程度ということでした。私の質問では10万円以上になるんじゃないかということでしたので、その点認識を改めたいと思いますが、それで大体の中学生は部活もやっていて、部活のユニフォームも新しくしたら10万円以上にはなるんだろうなと思うんですけども、この点は質問じゃなく、ちょっと指摘させてください。

それからもう一つですね、私は例外をつくれと言っているわけでは必ずしもないんですよ。

確かにこういうこと、学区の例外をつくっていくとどんどん崩れていく面もありますんで、いたずらにね、例外をつくるということではなくて、この通学区域規則を改正したときの議論をぜひ思い出してほしいと思うんです。

2年前のあの第1回定例会議事録持ってきましたけれども、渡辺英次議員の質問ではですね、やはり偽りが、要は区域外通学の申し立ての理由に誤りや偽りがあった場合はどう対応するか、規則違反があった場合はどう対応するかということをお尋ねになっているんですよ。教育長の答弁でも、妥当性の乏しい区域外通学を極力なくすというふうに答弁されています。渡辺議員が再質問されて、それでやはり教育長は誤りがあったり虚偽の申請がなされたときには、その段階において区域外通学を即時取り消して本来の通学区域の学校に戻すと。また、虚偽の申告等が見つかった場合は、中学校なら制服のつくりかえ等もございましょうが、それはもうしっかりと厳正に対応していきたい。

おっしゃるとおりだと思うんですよ。やはり虚偽の申告をしたり、特定の学校を忌避したいからこっちに行くんだと、それはやはり厳正に対処すべきだと思うんですよ。ただ、やはりこのときの議論では、質問された渡辺議員の側も答弁された教育長の側も、一種、悪意と言ったら悪いですけども、偽りでもって区域外通学をしようという人について話しているんであって、たまたまですね、学年の途中で5月に、ゴールデンウィークにちょっと家建てかえて、1本学区またいで建てちゃったところに引っ越したと、そういう人について想定してないので、やはりこういう規則の運用してみて、そんな全く悪意の感じられない例も出てきたというときに対応を考えてくださいよということを私は申し上げています。

もう一度聞く形になりますけれども、やはりこの2年前の段階では、今私が言ったような例は想定してなかったということでもいいですか。どうですか。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 区域外通学の部分につきまして、平成24年度から規則を改正して、実はその改正をした直後に本当に今おっしゃったような、わずか通り1本挟んで、しっかりと親御さんは、その学校の区域だというふうな認識のもとで転居をして、借家ではなくて購入をしたという事例がございました。

その部分につきましても何とかという思いもあったんですが、実際もう通りとして明らかに区域外なものですから、そのときも何度かやりとりがありまして、実際、少しの間猶予期間を置きながら正規の学校に最終的には通学をしていただいたというようなことでございまして、それ以降も、うっかりではないけれども、ちょっと認識が違っていたということがございましたが、それについても本来の通学区域を守るということで対応してきておりますので、今後もそういう姿勢でいきたいということで、そういううっかりがなくなるように、しっかりと通学区域については市民に対しての周知を徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 対応に当たってはですね、しっかり本人、あるいは保護者の話を聞く、まず聞いて、そして厳正に対処するものはして、複雑な事情がある場合には、しっかりとまず伺うというところから始めることを要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から会議を開きますので御参集願います。御苦労さまでした。

（午後 4時40分散会）